

長野県福祉サービス第三者評価基準(放課後児童クラブ版)の策定について

地域福祉課福祉監査担当

1 基準策定の経過

令和3年3月29日付け厚生労働省通知「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」が発出され、放課後児童クラブ版の共通・内容評価基準が策定されたことに伴い、長野県としても放課後児童クラブを評価対象とし、評価基準の策定を行う。

2 評価基準の体系と構成

(1) 評価基準の体系

共通評価基準 (44項目)	内容評価基準 (18項目)
I 福祉サービスの基本方針と組織	A-1 育成支援
II 組織の運営管理	A-2 保護者・学校との連携
III 適切な福祉サービスの実施	A-3 子どもの権利擁護

(2) 評価基準の構成

各評価基準(項目)は、「評価対象」「評価分類」「評価項目」「評価細目」「判断基準」「評価の着眼点」「判断基準の考え方と評価の留意点」で構成

3 長野県版基準等

(1) 共通評価基準

国の評価基準を変更することなく採用する。

(2) 内容評価基準

国の評価基準に加え長野県の地域性等を考慮し以下の点について追加する。

評価細目	評価の着眼点	判断基準の考え方と評価の留意点
A⑥ A-1-(3)-③	<input type="checkbox"/> 地域の大人の協力を得て、子どもの遊びや生活が豊かになる取組みをしている。	○地域の高齢者や専門家の知識、技術を子どもが直接的に知る、体験することは、子どもの遊びや生活を豊かにすることに役立ちます。地域のおとなを招いた勉強会、体験学習が実施されていることも大切です。
A⑫ A-1-(5)-①	<input type="checkbox"/> 地域の伝統、文化が感じられるおやつを提供している。	○おやつを通じて子どもに地域の文化や伝統などを伝えることもできます。毎回ではなくとも、イベントの際や季節に応じて地域に特徴のあるおやつの内容とする工夫が望まれます。
A⑯ A-2-(1)-①	<input type="checkbox"/> 家庭環境や保護者の就業状況の理解に努め、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。	○放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、 <u>家族の構成や状況、保護者の就業状況を理解するとともに、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要です。</u>

(3) 利用者調査票

長野県では、福祉サービス利用者の意向を把握し、サービスの質の向上に繋げるため、第三者評価において利用者調査を実施している。放課後児童クラブを対象として評価においても、利用者調査を実施することとし、調査表（参考様式）を定める。

(4) 事業者プロフィール（事前資料）

評価機関が評価に際し、事業所の概要を把握し書面調査を実施するための事業者プロフィール（事前資料）の様式を定める。

4 令和4年度第三者評価調査者継続研修

令和4年度の評価者を対象とした継続研修においては、放課後児童クラブに関する内容を中心とする予定。評価調査者が放課後児童クラブの運営や評価手法についての知識や技術を習得することを目指す。

<関係資料>

- 資料1-1 福祉サービス第三者評価事業の対象福祉サービス(案)
- 資料1-2 福祉サービス第三者評価事業の対象福祉サービスの種類ごとの利用者調査の実施方法 (案)
- 資料1-3 長野県福祉サービス第三者評価の考え方と評価のポイント、評価の着眼点
【放課後児童クラブ】共通評価項目(案)
- 資料1-4 長野県福祉サービス第三者評価の考え方と評価のポイント、評価の着眼点
【放課後児童クラブ】内容評価項目(案)
- 資料1-5 事業評価票(共通評価項目)(案)
- 資料1-6 事業評価票(内容評価項目)(案)
- 資料1-7 放課後児童クラブ 利用者調査 (案)
- 資料1-8 事業者プロフィール(事前調査)(案)